北広島市告示第46号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第6条第1項の規定により、令和7年度一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

令和7年4月1日

北広島市長　上野　正三

一般廃棄物処理実施計画

1　計画の期間

令和7年4月1日から令8年3月31日まで

2　計画の区域

北広島市全域（長沼町、由仁町及び南幌町からのし尿等処理委託分を含む）

3　一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

（1）　一般廃棄物の発生量の見込み

廃棄物の種類		受け入れ量（ｔ）
家庭系一般廃棄物		11,030
	燃やせるごみ	5,389
	燃やせないごみ	503
	生ごみ	1,796
	粗大ごみ	165
	資源ごみ	1,771
	有害・発火ごみ（危険ごみを含む）	5
	枝木	136
	直接搬入	1,265
事業系一般廃棄物		5,616
	燃やせるごみ	4,121
	燃やせないごみ	408
	埋立ごみ	50
	生ごみ	936
	枝木	100
	資源ごみ	1
合計		16,646

※公共処理以外の受け入れ量を除く

廃棄物の種類	受け入れ量（ｋＬ）
し尿	5,482
浄化槽汚泥	5,083
合計	10,565

(2)　一般廃棄物の処理量の見込み

処理方法		処理量（ｔ）
ごみ	資源化処理量	1,730
	破砕処理	774
	バイオガス化処理	2,732
	焼却処理	11,451
	委託処理	141
	埋立処理	3,243
し尿	バイオガス化処理	10,565

4　一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(1)　排出者に対する廃棄物の減量化及び資源化に関する啓蒙及び啓発

ア　市民に対する広報紙、パンフレット、説明会等を利用した廃棄物の分別等の周知徹底

イ　事業系一般廃棄物の排出者に対する排出者責任による処理の指導及びやむを得ず排出される廃棄物の減量化、資源化及び再生化の指導

ウ　職員及び廃棄物パトロール員による排出者への直接指導

(2)　生ごみ堆肥化容器購入に対する助成

ア　助成台数　40 台

イ　助成金額　1 台あたり 2,000 円

(3)　電動生ごみ処理機購入に対する助成

ア　助成台数　8 台

イ　助成金額　1 台あたり購入価格の 2 分の 1 以内の額（限度 20,000 円）

(4)　集団資源回収に対する奨励金制度の導入

奨励金交付額　1ｋｇあたり 4 円

(5)　拠点回収の実施

対象品目　古着・古布、廃食用油、小型家電、ミックスペーパー

5　分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1)　一般廃棄物の収集方法

家庭系一般廃棄物	・ステーション方式による定日収集（粗大ごみは除く） ・粗大ごみは定日の戸別収集 ・許可業者による個別、臨時収集 ・排出者による直接搬入 ・ステーション方式による排出が困難な者に対する庭先収集 ・拠点回収
事業系一般廃棄物	・許可業者による個別、随時収集 ・排出者による直接搬入
し尿及び浄化槽汚泥	・許可業者による個別、随時収集

(2)　市が収集を行う家庭系一般廃棄物の区分と排出基準

区分	内容	排出基準
燃やせるごみ	厨芥類（生ごみの区分に含まれないもの）、紙類（他の区分に含まれないもの）、紙おむつ・生理用品、草・木類、布類、プラスチック類（他の区分に含まれないもの）、皮革・ゴム製品、毛布・カーペット等（40㎝～50㎝四方に切って指定ごみ袋に入れる）、燃やせる長物（長さ60㎝以内で40リットルの指定ごみ袋に半分以上入り、袋のひもを縛れるもの）	指定ごみ袋に入れ、飛散しないように口を閉じる。
燃やせないごみ	金属製品等、電化製品等（外せる電池・バッテリー等は有害・発火ごみ）、燃やせない長物（40リットルの指定ごみ袋に半分以上入り、袋のひもを縛れるもの）	指定ごみ袋に入れ、飛散しないように口を閉じる。
危険ごみ	刃物、割れたガラス、その他収集作業上危険と考えられるもの	紙等に包み、指定ごみ袋に入れて危険であることがわかるように表示し、飛散しないように口を閉じる。
生ごみ	野菜や果物の皮・芯・種、腐った食べ物、コーヒーやお茶がら、栗・落花生の皮、カニ・エビの殻、お菓子・ケーキ類、魚の骨・内臓、ペットフード、調味料、粉末類、調理くず、食品くず、肉類の骨などの食品類	生ごみを直接指定ごみ袋に入れるか、ビニール製の小袋に入れた生ごみを指定ごみ袋に入れ、飛散しないように口を閉じる。
粗大ごみ	指定ごみ袋に入らず長物として排出できるもの以外のものの電気・ガス・石油・ちゅう房器具（特定家電除く。）、家具・寝具及びその他のもの（自転車、材木類、スキーなど）	大きさが、250㎝×150㎝×120㎝以内のものとし、粗大ごみ用ごみ処理券を貼る。材木類やスキーなどはひもで束ねる。

区分			内容	排出基準
資源ごみ	びん		主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白色のものは除く。）	中をすすいで水を切り、必ずふたをはずし、中身の見えるごみ袋に入れ、飛散しないように口を閉じる。
	缶・ペットボトル	缶	主として鋼製の容器包装及び主としてアルミニウム製の容器包装	中をすすいで水を切り、ペットボトルは必ずふたをはずし、中身の見えるごみ袋に入れ、飛散しないように口を閉じる。
		ペットボトル	主としてプラスチック製の容器包装であって、飲料（清涼飲料、酒類、乳飲料など）、特定調味料（しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料、アルコール発酵調味料）を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器	
	プラスチック製容器包装ごみ		主としてプラスチック（発泡スチロールを含む）製の容器包装（飲料（清涼飲料、酒類、乳飲料など）、特定調味料（しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料、アルコール発酵調味料）を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。）	汚れを落としてから中身の見えるごみ袋に入れ、飛散しないように口を閉じる。
	紙製容器包装ごみ		主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装及び飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）を除く。）	ビニールや金属など紙以外のものをはずしてから、中身の見えるごみ袋に入れ、飛散しないように口を閉じる。
	段ボール		主として段ボール製の容器包装	たたんでひもで束ねるか、中身の見えるごみ袋に入れ、飛散しないように口を閉じる。
	紙パック		主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器包装（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）	開封し、中を洗い、乾かしてからひもで束ねるか、中身の見える袋に入れ、飛散しないように口を閉じる。
	新聞		新聞紙（チラシ含む）	ひもで束ねるか、中身の見えるごみ袋に入れ、飛散しないように口を閉じる。
	雑誌		週刊誌、単行本等、その他の書籍類	糊付けされたものと背がホッチキス止めされたものに分けて、ひもで束ねるか、中身の見えるごみ袋に入れ、飛散しないように口を閉じる。
その他	有害・発火ごみ		有害物を含むもの、発火・爆発等のおそれのあるもの・蛍光管、電池類（乾電池、ボタン電池、コイン電池、小型充電式電池）、加熱式たばこ、電子たばこ及び水銀体温計、スプレー缶（使い切ったもの）、ライター等	・乾電池以外の電池類、加熱式たばこ、電子たばこは絶縁する。 ・スプレー缶は使い切る ・蛍光管、電池類（加熱式たばこ、電子たばこを含む）及び水銀体温計等はそれぞれに分けて、中身の見えるごみ袋に入れ、飛散しないように口を閉じる。
	枝木		家庭で剪定した枝や庭木（5月から10月までの指定の水曜日）	太さがおおむね1㎝以上のものを1.5m位に切って、直径が30㎝以下になるようにしてひもで縛って出す。葉が付いていても収集する。
	拠点回収	古着・古布	古着・古布（中綿の入ったもの、ペットに使用したにおいや汚れのひどいものを除く。）	洗濯をしてから排出する。
		廃食用油	使用済の食用油（ラードなどの動物性油を除く。）	2L以下のペットボトルに入れ、中身が漏れないようキャップをきちんと閉めて排出する。
		小型家電	小型家電（家電４品目、フロン含有機器、木製家電、布製家電、電子タバコを除く。）	30㎝四方の投入口に入る大きさの小型家電を投入する。
		ミックスペーパー	コピー用紙、カレンダー、ノート、パンフレット等の雑紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、紙製容器包装等の資源ごみ対象品目や、汚れのひどいものを除く。）	拠点で配布している専用紙袋に対象となる雑紙類を入れ、ガムテープ等で中身が飛散しないように口を閉じた状態で排出する。

(3)　市が収集を行わない家庭系一般廃棄物の区分

区分	内容
適正処理困難物	・大きさが250cm×150cm×120cmを超えるもの ・特定家電（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機、エアコン） ・自動車等の廃タイヤ（自転車の廃タイヤを除く。） ・廃バッテリー ・灯油、エンジンオイル等鉱物性又は引火性の廃油 ・廃酸、廃アルカリ ・毒物、劇物、農薬等 ・固化していない塗料 ・ガスボンベ（カセットボンベ除く。） ・消火器 ・注射器・注射針 ・パソコン ・オートバイ、スクーター ・その他処理業務に支障があると考えられるもの
収集不適物	・ホームタンク（90㍑を超えるもの） ・ドラム缶 ・ブロック、石、レンガ ・ピアノ ・一時的な多量ごみ 【ステーション方式収集】 ・大きさが200cm×150cm×120cmを超えるもの ・重さが30kgを超えるもの 【粗大ごみ戸別収集】 ・大きさが250cm×150cm×120cmを超えるもの ・重さが100kgを超えるもの その他処理業務に支障があると考えられるもの

(4)　北広島市クリーンセンターの家庭系一般廃棄物の分別区分と受入基準

分別区分	(2)に準ずる。
受入基準	(2)の生ごみ以外のもの、(3)の収集不適物及び袋に入った自己搬入の生ごみは受け入れる。(3)の適正処理困難物は受け入れない。

(5)　アクア・バイオマスセンター北広島の家庭系一般廃棄物の分別区分と受入基準

分別区分	生ごみ
受入基準	(2)の生ごみに準ずる。ただし、市が指定する、施設や処理に支障をきたすものは除く。

(6)　事業系一般廃棄物の分別区分

<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>内容</th></tr>
<tr><td rowspan="13">一般廃棄物</td><td rowspan="6">燃やせるごみ</td><td>紙類（汚れているものに限る。）</td><td>汚れている紙類等（他の区分に含まれない紙類）で資源とはならないもの</td></tr>
<tr><td>紙製容器包装</td><td>主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装及び飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）を除く。）</td></tr>
<tr><td>プラスチック製
容器包装</td><td>従業員の飲食に伴う主としてプラスチック（発泡スチロールを含む）製の容器包装（飲料（清涼飲料、酒類、乳飲料など）、特定調味料（しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料、アルコール発酵調味料）を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。）</td></tr>
<tr><td>ペットボトル（汚れているものに限る。）</td><td>授業員の飲食に伴い発生したペットボトルのうち、汚れがひどく資源とはならないもの</td></tr>
<tr><td>布類</td><td>布団・毛布・衣類・作業着・軍手・タオル・カーテン等</td></tr>
<tr><td>上記以外の産業廃棄物に該当しない燃やせるもの</td><td>縄・植物・たばこの吸い殻・髪の毛・ペットトリミングの毛等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">燃やせないごみ</td><td>木製家具</td><td>事務所・倉庫等から不要になった主として木製のタンス・木製の机等の木製家具（建設業や家具製造業以外のもの）で、大きさの問題から破砕を要するもの</td></tr>
<tr><td>その他の長いもの、大きいもの</td><td>天然繊維のカーペット、い草の畳等のサイズや可燃性の問題から燃やすことが困難なもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">埋立ごみ</td><td>びん・缶（汚れているものに限る。）</td><td>従業員の飲食に伴い発生したびん・缶のうち、汚れがひどく資源とならないもの</td></tr>
<tr><td>破砕することが困難かつ焼却できないもの</td><td>臼や杵、将棋盤や碁盤等の破砕することが困難かつ焼却ができないもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">生ごみ</td><td>(2)の生ごみに準ずる</td></tr>
<tr><td rowspan="5">資源ごみ</td><td colspan="2">段ボール</td><td>(2)の段ボールに準ずる</td></tr>
<tr><td colspan="2">紙パック</td><td>(2)の紙パックに準ずる</td></tr>
<tr><td colspan="2">新聞・雑誌</td><td>(2)の新聞、雑誌に準ずる</td></tr>
<tr><td colspan="2">（きれいな）びん・缶
・ペットボトル</td><td>従業員の飲食に伴い発生したびん・缶・ペットボトルのうち、キャップやラベルを取り、中がすすいであるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">ミックスペーパー</td><td>(2)のミックスペーパーに準ずる（収集業者の指定する品目を除く。）</td></tr>
</table>

(7)　北広島市クリーンセンターの事業系一般廃棄物の分別区分と受入基準

分別区分	(6)に準ずる。
受入基準	(6)の生ごみ・ミックスペーパー以外のもの、(3)の収集不適物及び自己搬入の生ごみは受け入れる。(搬入された生ごみが大量の場合受け入れを拒否する場合がある。)(3)の適正処理困難物は受け入れない。

(8)　アクア・バイオマスセンター北広島の事業系一般廃棄物の分別区分と受入基準

分別区分	生ごみ
受入基準	(6)の生ごみに準ずる。ただし、市が指定する、施設や処理に支障をきたすものは除く。

(9)　家庭系一般廃棄物の収集地区と収集日時

ア　ステーション収集

収集地区		月	火	水	木	金
第1地区	【西の里地区】 西の里・西の里北・西の里東・虹ヶ丘西の里南 【大曲地区】 大曲・大曲柏葉・大曲南ヶ丘　大曲中央・大曲工業団地　大曲末広・大曲緑ヶ丘・大曲光・大曲並木・大曲幸町 【西部地区】 輪厚・輪厚中央・輪厚元町　希望ヶ丘島松・三島・仁別・輪厚工業団地	①燃やせるごみ ②紙製容器包装 ③新聞・雑誌 ④紙パック	①生ごみ ②燃やせないごみ	①プラ製容器包装 ②段ボール	①燃やせるごみ ②びん ③缶・ペット	①生ごみ ②危険ごみ ③有害・発火ごみ
第2地区	【団地地区】 広葉町・栄町・輝美町・北進町・若葉町・南町・青葉町・白樺町・高台町・里見町・泉町・松葉町・緑陽町・山手町 【東部地区】 稲穂町西・稲穂町東・朝日町・美沢・共栄・共栄町・東共栄・富ヶ岡・新富町西新富町東・中の沢・北の里・南の里・東の里・中央・美咲き野・Ｆビレッジ	①生ごみ ②燃やせないごみ	①燃やせるごみ ②紙製容器包装 ③新聞・雑誌 ④紙パック	①プラ製容器包装 ②段ボール	①生ごみ ②危険ごみ ③有害・発火ごみ	①燃やせるごみ ②びん ③缶・ペット

ごみの排出は、収集当日の午前8時30分までとする。

イ　粗大ごみ収集

収集日	収集地区
毎月第2週目　水曜日	稲穂町東／稲穂町西／朝日町／東共栄／美咲き野／中央／北の里／東の里
毎月第2週目　木曜日	共栄／共栄町／Ｆビレッジ／北進町／広葉町／輝美町／栄町／美沢／南の里／富ヶ岡／新富町西／新富町東／中の沢
毎月第2週目　金曜日	大曲光／西の里／西の里南／西の里北／西の里東／虹ヶ丘
毎月第3週目　水曜日	青葉町／若葉町／白樺町／緑陽町／松葉町／南町／泉町／里見町／山手町／高台町
毎月第3週目　木曜日	大曲中央／大曲末広／大曲並木／大曲緑ヶ丘／大曲
毎月第3週目　金曜日	大曲幸町／大曲柏葉／大曲南ヶ丘／大曲工業団地／希望ヶ丘／輪厚／輪厚中央／輪厚元町／島松／三島／仁別／輪厚工業団地

(10) 市の家庭系一般廃棄物の収集の休務日（し尿等を除く）
土曜日、日曜日（5月第2日曜日を除く）及び1月1日から1月3日

(11) 市のし尿及び浄化槽汚泥の収集の休務日
日曜日及び12月27日から1月5日

(12) 市の家庭系一般廃棄物の収集の開始時刻
午前8時30分

(13) 市内一斉清掃日
5月第2日曜日

6　一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1)　一般廃棄物の収集運搬を行う者

廃棄物の種類	許可業者
一般廃棄物全般	協業組合エクセル三和（し尿等を含む）
	広島建設株式会社
	環境サービス株式会社
紙くず	株式会社丸升増田本店
木くず	株式会社アールアンドイー
木くず、刈草、すき取り物	リサイクルファクトリー株式会社　北広島事務所
家庭系パソコン	環境開発工業株式会社

(2)　一般廃棄物の処理を行う者

廃棄物の種類	許可業者
紙くず	株式会社丸升増田本店
家庭系パソコン	環境開発工業株式会社
廃食用油・廃潤滑油	
木くず	株式会社C&R
	株式会社アールアンドイー
木くず・刈草・すき取り物	リサイクルファクトリー株式会社　北広島事務所
木くず	北冨工業株式会社

(3)　し尿浄化槽の清掃を行うもの

許可業者
協業組合エクセル三和
北興設備株式会社
北海道衛生工業株式会社
道央衛生株式会社
株式会社北海道理水

(4)　一般廃棄物の処分方法

焼却埋立、破砕埋立及び直接埋立

7　一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1)　一般廃棄物の処理施設

ア　名　　称　　北広島市クリーンセンター
　　所 在 地　　北広島市輪厚 723 番地
　　受入時間　　午前 9 時 00 分から正午及び午後 1 時 00 分から午後 4 時 00 分
　　休 務 日　　日曜日（市内一斉清掃日 5 月第 2 日曜日除く）
　　及び 1 月 1 日から 1 月 3 日

イ　名　　称　　アクア・バイオマスセンター北広島
　　所 在 地　　北広島市富ヶ岡 916 番地 1
　　受入時間　　午前 9 時 00 分から正午及び午後 1 時 00 分から午後 4 時 00 分
　　休 務 日　　日曜日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日

(2)　市が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者に関する事項

（技術管理者の講習）

北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 36 条の 5 第 11 号の市長の指定する講習は、以下のとおりとする。

また、技術管理者となった者であって、以下の講習を修了していないものは、当該講習を受講するよう努めなければならない。

講習の種類	実施機関
廃棄物処理施設技術管理者講習　管理課程	(一財)日本環境衛生センター
廃棄物処理施設技術管理者講習　基礎・管理課程	(一財)日本環境衛生センター

(3)　一般廃棄物処理施設整備計画

ア　最終処分場の整備

令和 6 年度から広域での焼却処理が開始され、道央廃棄物処理組合による広域の最終処分場の整備の検討を行っていくとともに、既存の最終処分場については嵩上げ埋立てを実施します。

イ　粗大ごみ・不燃ごみ破砕処理設備の復旧

令和 6 年度 10 月に発生した資源リサイクルセンター火災により焼損した建物及び粗大ごみ・不燃ごみ破砕処理設備について、被害状況調査を行うとともに復旧に向けた発注準備を行う。

ウ　管理棟建替え及び汚水処理施設解体撤去

築 45 年を超えた汚水処理施設を解体撤去し、処理水を調整池から直接下水道接続を行うことで、汚水処理施設稼働によって発生している電気料金、施設運転管理委託料、大型点検・修繕料を節減するとともに、今後の効率的な敷地使用方法を検討した上で、旧管理棟及び解体撤去跡地に新管理棟を建設する等、効率的かつ経済的に最適化を検討します。